

改正案

現行

<p>（商工組合中央金庫の子会社の範囲等） 第七十条（略）</p> <p>2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十七（略）</p> <p>十八 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務</p> <p>イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。</p> <p>ロ 当該会社の発行する社債（法第二十一条第六項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。</p> <p>ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。</p> <p>ニ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。</p> <p>ホ イからニまでに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。</p> <p>十九～五十（略）</p> <p>三～八（略）</p>	<p>（商工組合中央金庫の子会社の範囲等） 第七十条（略）</p> <p>2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十七（略）</p> <p>十八 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務</p> <p>イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。</p> <p>ロ 当該会社の発行する社債（法第二十一条第六項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。</p> <p>ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。</p> <p>十九～五十（略）</p> <p>三～八（略）</p>
---	--